

## 「みんな育休とっとりけん」イラスト・ロゴマーク募集要項

### 1 概要

令和7年に県内企業の男性の育児休業目標取得率 85%を目指し、男性の育児休業取得が当たり前の環境づくりと地域における子育て応援の機運醸成に向けて「みんな育休とっとりけん」をテーマにシンボルとなるイラスト・ロゴマークを募集します。

採用されたイラスト・ロゴマークは、ホームページやマスコミ公表資料をはじめ男性の育児休業取得促進の広報活動に使用します。

### 2 募集内容

「みんな育休とっとりけん」をキャッチコピーとしたイラスト・ロゴマーク

[募集作品の条件]

- (1) 男性の育児休業取得が当たり前の社会に向け、県民みんなで取り組んでいくことがイメージできるもの。
- (2) 親しみやすく、男性の育児休業取得を促進していくのにふさわしいもの。
- (3) 自作かつ未発表で、第三者の権利を侵害しない作品であること。
- (4) チラシやパンフレット、広告、ホームページなど広範囲に利用可能なもの。
- (5) 手書き、デジタルデータいずれも可とします。色数は自由ですが、拡大・縮小、単色での使用も考慮してください。

### 3 応募資格

プロ・アマ、年齢、国籍問わず、鳥取県内にお住まいの方、就業先が鳥取県内にある方が応募可能です。(個人、法人、グループいずれも可能。)

※グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募の手続きをしてください。

複数人で合作による1作品を応募する場合も同様の手続きをしてください。なお、応募者氏名は代表者の氏名を記入いただき、かっこ書きで合同制作された方の氏名を記入してください。

### 4 応募方法

所定の応募用紙(新日本海新聞社ホームページからダウンロード)に下記必要事項を記入の上、作品用紙とともに郵送又は電子メールにより応募してください。(FAXは不可)

(新日本海新聞社ホームページ ⇒ <https://www.nnn.co.jp/ud/event>)

#### (1) 必要事項

応募者氏名、ふりがな、郵便番号、住所、年齢、電話番号、メールアドレス、職業(学校名・学年)

#### (2) 作品用紙(任意様式可)

作品及び作品の説明(200字以内)を記入してください。

※A4版白紙用紙を使用し、デザインの特徴や作品に込めた思いなど作品の説明を必ず記入してください。作品は、「縦18センチ×横18センチ」の範囲内でご応募ください。

#### [郵送の場合]

応募用紙を記載の上、作品を折り曲げないように下記提出先まで郵送してください。電子データを保存したCD-R等で提出する場合は、作品（デジタル画像の場合はJPEG形式又はPDF形式、1作品の容量3MB未満、解像度300dpi以上、印刷した場合A4に収まるもの。）及び作品の説明、応募者氏名・住所等を記入したファイル（Word等）をCD-R等に入れてください。封筒には、「シン・とっとり育児の日キャンペーンイラスト・ロゴマーク応募」と朱書きしてください。

#### [電子メールの場合]

件名を「シン・とっとり育児の日キャンペーンイラスト・ロゴマーク応募」とし、必要事項を記載した応募用紙と作品（デジタル画像の場合はJPEG形式又はPDF形式、1作品の容量3MB未満、解像度300dpi以上、印刷した場合A4に収まるもの。）及び作品の説明を添付して、応募先メールアドレスまで送信してください。

## 5 応募期限

令和6年9月15日（日）午後5時必着

## 6 応募・問い合わせ先

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地  
株式会社新日本海新聞社ビジネス支援部  
メールアドレス [ikuji-cp@nnn.co.jp](mailto:ikuji-cp@nnn.co.jp)  
電話番号 0857-21-2885

## 7 賞品

(1) 最優秀賞及び優秀賞の応募者には、賞状と副賞を贈呈します。

(2) 副賞

①最優秀賞（1件）：賞金3万円

※採用作品となります。

※児童・生徒の作品が最優秀賞となった場合、賞金相当額の図書カードを贈呈します。

②優秀賞（2件）：金券またはとっとりゆかりの品等5千円相当

## 8 審査

事務局において候補作品（10作品程度）を事前選考し、候補作品について鳥取県が設置する審査会において審査を行い、最優秀賞作品を選定します。

## 9 結果発表

受賞者に通知するほか、11月17日（予定）に「シン・とっとり育児の日キャンペーン」メインイベントにて表彰を行うとともに、ホームページ等で公表します。

## 10 採用作品の活用

採用作品は、県及び県内の子育て支援団体等が作成する各種啓発チラシやパンフレット、広告、ホームページ等で広く使用します。

## 11 注意事項

- (1) 作品の応募は1人（1グループ）3作品までとします。1つの応募用紙、電子メール等につき1作品としてください。（グループで応募する場合は、代表者1名を決め、その方が応募に関する手続きを行ってください。）
- (2) 応募にかかる一切の費用は応募者の負担とし、応募作品は返却しません。
- (3) 郵送中の作品の紛失については、責任を負いません。
- (4) 応募作品について、第三者からの権利の侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、受賞者は自己責任において解決を図るものとし、鳥取県は一切の責任を負いません。
- (5) 応募者の個人情報、作品の選考以外の目的で使用しません。ただし作品が採用された方の氏名、住所（市町村区まで）、年齢、職業（学校名、学年）は了承を得た上で公表させていただく場合があります。
- (6) 採用作品の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む）、商品化権、使用权、商標権その他の一切の権利は、鳥取県に帰属します。応募者は応募作品に関し、著作者人格権に基づく権利行使は行わないこととします。
- (7) 採用作品が既に発表されているものと同じ、あるいは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても採用を取り消すことがあります。
- (8) 採用作品を複数で応募された場合は、応募者の人数により賞金を按分させていただきます。
- (9) 採用作品は、広く使用するにあたり、必要により補作、修正することがあります。
- (10) 採用作品は、作品の元データ（ai形式など）の提供を求めることがあります。採用作品が決定するまでは、元データを消去せずに保管しておいてください。
- (11) イラスト・ロゴマークとして適当な作品がない場合、「採用作品なし」となる場合があります。